

公 告

陸上自衛隊遠軽駐屯地
業務隊長 津 國 孝 広



陸上自衛隊遠軽駐屯地において、自動販売機を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 業務件名（公募業種）
自動販売機の設置及び経營業務
- (2) 業務期間等（国有財産使用許可期間）
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 設置施設の所在地及び名称
北海道紋別郡遠軽町向遠軽272番地
陸上自衛隊 遠軽駐屯地

2 応募する者に必要な資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること
- (2) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員並びに同項第3号から第6号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- (8) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、自動販売機関連業務のすべてを自社で遂行できること

- 3 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可
- 4 設置台数
飲料水自動販売機 1台
- 5 設置場所
遠軽駐屯地 東隊舎3階
- 6 公募受付期間
令和8年9月14日(月)午前9時から同年10月9日(金)午後5時まで
- 7 業者説明会 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。
(1) 日 時
令和8年10月14日(水)午後2時から
(2) 場 所
陸上自衛隊遠軽駐屯地 厚生センター図書室
(3) 説明事項
募集要領、提出書類等に関すること
(4) 携行品
筆記具
- 8 問合せ先 (お気軽にお問い合わせください。)
陸上自衛隊遠軽駐屯地 業務隊 厚生科厚生班 担当：渡辺(ワタナベ)
〒099-0411
北海道紋別郡遠軽町向遠軽272番地
電 話：0158-42-5275(内線：387)
自動音声に従い、内線番号をダイヤルしてください。